

国外財産調書の提出状況について

近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る所得税や相続税の課税の適正化が喫緊の課題となっていることから、納税者本人から国外財産の保有について申告を求める仕組みとして、国外財産調書の提出制度が創設され、平成 26 年 1 月から施行されました。

これに伴い、平成 25 年 12 月 31 日における国外財産の保有状況について、平成 26 年 3 月 17 日を期限として初めて調書が提出されており、その提出状況は以下のとおりです。

- 総提出件数は、全国で 5,539 件
局別の件数は、東京局、大阪局、名古屋局の順に多く、この 3 局で全体の約 9 割（88%）を占めています。
- 国外財産の価額の総合計額は、約 2 兆 5 千億円
局別の総財産額に占める割合についても、東京局、大阪局、名古屋局の 3 局で約 9 割（94%）となっています。
財産の種類別については、次葉のとおり。

○平成 25 年分国外財産調書提出状況

1 総提出件数

5, 539 件

※東京局 3,755 件 (67.8%)、大阪局 638 件 (11.5%)、名古屋局 457 件 (8.3%)、
その他 689 件 (12.4%)

2 総財産額

約 2 兆 5, 142 億円

※東京局 20,989 億円 (83.5%)、大阪局 1,793 億円 (7.1%)、名古屋局 931 億
円 (3.7%)、その他 1,429 億円 (5.7%)

3 財産の種類別総額

財産の種類	総 額	構成比
有 価 証 券	1 兆 5, 603 億円	62.1%
預 貯 金	3, 770	15.0
建 物	1, 852	7.4
土 地	821	3.3
貸 付 金	699	2.8
上記以外の財産	2, 396	9.5
合 計	2 兆 5, 142	100.0

(注) 各々の種類で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

国外財産調書提出制度の概要

その年の12月31日においてその価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する居住者は、翌年3月15日までに当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、税務署長に提出しなければならないとされています（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国送法」という。）5①）。

国外財産調書は、自主的に自己の情報を記載し提出するものであることから、適正な提出を確保するため以下のインセンティブ措置等が設けられています（国送法6、10）。

① 加算税の軽減措置

調書を期限内に提出した場合に、記載された国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る加算税を減額（▲5%）。

② 加算税の加重措置

調書の提出がない場合又は提出された調書に国外財産の記載がない場合に、その国外財産に関して所得税の申告漏れが生じたときには、その国外財産に係る加算税を加重（+5%）。

③ 罰則の適用

正当な理由なく期限内に提出がない場合又は虚偽記載の場合に、1年以下の懲役または50万円以下の罰金。

罰則は、国外財産調書制度に係る周知期間の確保等の観点から、平成27年1月1日以後に提出すべき調書について適用されます。